

高槻市保育所等業務効率化推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民間保育所等において、ICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備すること、また、こども誰でも通園制度を行う事業所における空き状況の確認や予約手続きに係る手続等のICT化の推進を図り、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条の特定教育・保育施設のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する認定こども園
- (2) 保育所型認定こども園 支援法第27条の特定教育・保育施設のうち認定こども園法第3条第2項第2号に規定する認定こども園
- (3) 小規模保育事業所 支援法第29条の特定地域型保育を実施する事業所のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に基づく小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (4) 事業所内保育事業所 支援法第29条の特定地域型保育を実施する事業所のうち法第6条の3第12項に基づく事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けた事業を行う事業所
- (5) 民間保育所等 市内の幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所で本市以外が設置するもの

(事業の内容)

第3条

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

① 対象施設

市内の保育所（保育所型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所で本市以外が設置するものとする。

② 対象事業

本事業は、保育所等が保育士の業務負担を軽減するため、以下のiからiiiまでに掲げる機能を有するシステム（3つの機能のうち1つ以上の機能を有するもの）を導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を1施設1回に限り補助する。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができ

るものとする。

- i 保育に係る計画・記録に関する機能
- ii 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- iii 保護者との連絡に関する機能

③ その他

- i ②の「ii 園児の登園及び降園の管理に関する機能」を導入する保育所等においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取組について明記すること。
- ii システムの導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する旨を申し出た保育所等を優先的に採択する。
- iii システムの導入に当たっては、調査研究等も参考に、保育士の業務負担軽減に資する機能を導入すること。

（注）安全計画

- ・保育所及び地域型保育事業所：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号）」において、各施設において策定することを義務付けることとされた安全計画
- ・幼保連携型認定こども園：認定こども園法第27条の規定により準用する学校保健安全法の規定に基づく学校安全計画
- ・認可外保育施設：「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）の（別添）認可外保育施設指導監督基準において、各施設において策定することとされた安全計画

（2）こども誰でも通園制度実施施設におけるICT機器導入

① 対象施設

市内の保育所等で、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する本市以外が設置するものとする。ただし、前項及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）の別紙4 幼児教育の質の向上のためのICT化支援』において対象となっている施設の一部で実施するものを除く。

② 対象事業

こども誰でも通園制度実施施設におけるICT化を推進するため、空き枠の登録や入退室管理等を行うためのタブレット型端末及びインターネット環境の整備に係るICT機器の導入費用の一部を1施設1回に限り補助する。

（留意事項）

第4条

- （1）対象施設等がシステムを導入するに当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

- (2) 導入を行うシステム等の機能及び費用が確認できる資料、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画、システム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書を提出すること。また、事業完了後には実績報告書を提出させ、事業の適切な執行を確認すること。
- (3) 本事業による費用について、他の事業により、その費用が交付されている場合には、対象としない

(その他)

第5条 この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行、令和5年4月1日から適用し、「高槻市民間保育所等における業務効率化推進事業実施要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年8月14日から施行、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月7日から施行、令和7年4月1日から適用する。